



を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

[基準法令]

動物の愛護及び管理に関する法律

(許可の基準)

- 第二十七条第一項 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 その申請に係る前条第二項第五号及び第六号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。
  - 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
    - イ この法律又は法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
    - ロ 第二十九条第一項の規定により許可を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
    - ハ 法人であって、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

(許可の基準)

- 第十七条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。
    - イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。
    - ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合に合ってはこの限りでない。
    - ハ イ及びロニ定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合に合ってはこの限りでない。
  - 二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不適当と認められないこと。

特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目については別紙のとおり